

平成二十四年五月二十九日受領  
答弁第一二五八号

内閣衆質一八〇第二五八号

平成二十四年五月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出内閣総理大臣が打ち出した普天間飛行場県外移設方針に対する担当官僚の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出内閣総理大臣が打ち出した普天間飛行場県外移設方針に対する担当官僚の対応等に関する質問に対する答弁書

一について

普天間飛行場の移設については、平成二十一年九月の政権交代以降、何とか沖縄県外に移設先を見つめることができないかという考えの下、様々な案を検証した結果、現在の日米合意に至ったものである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般に、閣議にかけて決定した方針に基づいて内閣総理大臣からの指示等がある場合には、各大臣は、これに従って職務に取り組み、各府省庁の職員は、その大臣の指示等に従い、職務を遂行するものである。

三、六及び七について

お尋ねについては、鳩山元内閣総理大臣の政治家個人としての発言に関するものであり、政府としてお答えする立場になく、また、お尋ねのような調査を行う予定はない。

四及び五について

普天間飛行場の移設問題については、防衛省では防衛大臣の下、防衛政策局、経理装備局、地方協力局等が対応している。また、外務省では外務大臣の下、北米局等が対応している。これらの局等の職員の異動は行われている。